

議案第18号

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3補助機関の部スポーツ推進委員の項中「年額」を「日額」に，「24,400」を「6,000」に改める。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
18号	1

提案理由（議案第18号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、非常勤の特別職であるスポーツ推進委員に対し、現在、年額で支給している報酬を、活動日数に応じて支給するため、報酬区分を「年額」から「日額」に変更するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
18号	2

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正	現行
別表第3（第9条，第10条，第14条関係） 【別記1】	別表第3（第9条，第10条，第14条関係） 【別記2】

【別記1】（改正）

別表第3（第9条，第10条，第14条関係）

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
					甲地方	乙地方	
補助機関	スポーツ推進委員	日額	6,000	40	10,900	10,900	10,900

【別記2】（現行）

別表第3（第9条，第10条，第14条関係）

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
					甲地方	乙地方	
補助機関	スポーツ推進委員	年額	24,400	40	10,900	10,900	10,900

18号	議案
3	頁数